

栃木県教育用端末等貸与規程

令和4年3月9日

栃木県教育委員会

(目的)

第1条 この規程は、県立中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校（以下「県立学校」という。）に在籍する児童生徒に対し、家庭における教育活動に必要な教育用端末及びモバイルルーターの貸与について、教育用端末等管理運用規程の他に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「教育用端末等」とは、栃木県教育委員会が所有するタブレット型として使用可能なノートパソコンで、県立学校での教育活動に必要な教具として使用するための設定を行い、セキュリティに係る対策を講じたもの及びその使用のために必要な物品をいう。

2 「モバイルルーター等」とは、栃木県教育委員会が所有する教育用端末を家庭で使用の際のインターネットに接続するための機器及びその使用のために必要な物品をいう。

(貸与物品)

第3条 この規程により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、教育用端末等及びモバイルルーター等とする。

(貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けられる者は、県立学校に在籍する児童生徒とする。ただし、モバイルルーター等の貸与を受けられる者は、自宅にインターネット環境のない県立学校に在籍する児童生徒に限る。

(事務)

第5条 栃木県教育委員会は県立学校に在籍する児童生徒に対し、在籍する県立学校を通じて、貸与物品を貸与する。

2 学校は在籍する児童生徒への貸与に関する事務を行うものとする。

(管理)

第6条 校長は、貸与状況を常に明らかにするために、貸与台帳を備えなければならない。

2 校長は、貸与状況に変更が生じたときは、貸与台帳にその内容を記載しなければならない。

(貸与料)

第7条 貸与物品の貸与料は、無償とする。

(貸与の申請)

第8条 貸与物品の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、教育用端末等を借り受ける場合にあつては、栃木県教育用端末等借受申請書及び誓約書(様式第1号)を校長に提出しなければならない。

2 申請者は、モバイルルーター等を借り受ける場合にあつては、栃木県モバイルルーター等借受申請書及び誓約書(様式第2号)を校長に提出しなければならない。

(貸与期間)

第9条 貸与物品の貸与期間は、校長が定める期間とする。

(貸与の決定)

第10条 校長は、第8条第1項に規定する栃木県教育用端末等借受申請書及び誓約書を受理したときは、当該書類を審査し、貸与の可否を決定するものとする。

2 校長は、前項により貸与を決定したときは、栃木県教育用端末等貸与決定通知書(様式第3号)により、申請者及び保護者等に通知するものとする。

3 校長は、第8条第2項に規定する栃木県モバイルルーター等借受申請書及び誓約書を受理したときは、当該書類を審査し、貸与の可否を決定するものとする。

4 校長は、前項により貸与を決定したときは、栃木県モバイルルーター等貸与決定通知書(様式第4号)により、申請者及び保護者等に通知するものとする。

(受領書)

第11条 第10条第2項の規定により教育用端末等の貸与を受けた者(以下「端末利用者」という。)は、教育用端末等物品受領書(様式第5号)を校長に提出しなければならない。

2 第10条第4項の規定によりモバイルルーター等の貸与を受けた者(以下「ルーター利用者」という。)は、モバイルルーター等物品受領書(様式第6号)を校長に提出しなければならない。

(貸与物品の変更)

第12条 校長は、第10条第2項の規定により貸与を決定した貸与物品を変更するときは、栃木県教育用端末等貸与物品変更通知書(様式第7号)により、端末利用者及び保護者等に通知するものとする。

2 校長は、第10条第4項の規定により貸与を決定した貸与物品を変更するときは、栃木県モバイルルーター等貸与物品変更通知書(様式第8号)により、ルーター利用者及び保護者等に通知するものとする。

(貸与物品の取扱い)

第13条 端末利用者及びルーター利用者（以下「利用者」という。）は、その貸与を受けた時から貸与物品について特段の注意をもって保管管理するものとする。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品を他者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
- (4) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- (5) モバイルルーター等を教育用端末以外に接続して使用すること。
- (6) 貸与物品に校長の許可なくソフト（アプリ）をインストールすること。
- (7) 自宅のインターネット環境と異なる回線に接続すること。
- (8) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。

3 利用者は、校長から貸与物品の管理運用に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うこと。

4 必要に応じて、校長が貸与物品の利用履歴を確認することについて、利用者及び保護者等は同意すること。

5 利用者には、所有権等の一切の権利の帰属はないものとする。

(利用者の経費負担)

第14条 利用者は、貸与物品の使用に当たり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1) 在籍する県立学校以外の場所における教育用端末等及びモバイルルーター等の充電に係る経費。
- (2) 在籍する県立学校以外の場所におけるインターネット通信に係る経費。ただし、モバイルルーター等のインターネット通信に係る経費を除く。

(亡失又は損傷の届出)

第15条 利用者は、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届（様式第9号）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定による報告を受けた際は、速やかに、総務課 I C T 教育推進担当へ報告しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、貸与物品の使用に当たり、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷した場合において、利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、貸与物品の原状復旧に要する経費等は、利用者の負担とする。

2 利用者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の故意又は過失により県又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

- 3 利用者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報漏えい等の故が生じた場合は、県は、その責任を負わないものとする。

(決定の取消し)

第17条 校長は、次の各号に該当するときは、貸与決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。
- (2) 利用者が県立学校の児童生徒でなくなったとき。
- (3) 利用者が第13条の規定に違反したとき。
- (4) その他貸与物品の管理運用において特別な事情が生じたとき。

- 2 校長は、前項の規定により貸与決定を取り消したときは、貸与物品取消通知書(様式第10号)により、利用者及び保護者等に通知するものとする。

(貸与物品の返却)

第18条 利用者は、第10条第2項及び第4項により校長が別途定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

- 2 ルーター利用者は、第4条に定める要件を満たさなくなった場合は、モバイルルーター等を返却しなければならない。
- 3 利用者は、第17条による貸与決定の取り消しを受けた場合は、校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
- 4 利用者が、貸与物品を前項の返却日までに返却せず、校長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸与物品の価額を弁償する責任を負う。

(連帯保証)

第19条 保護者等は、本貸与規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月9日から施行する。